

●香川県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年10月16日から同年11月6日まで一般の縦覧に供する。

平成21年10月16日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市垂水町字荒井745番8地 先から	前	7.8~10.6	157	交通安全施設事業による 現道拡幅
丸亀市垂水町字中村897番3地 先まで	後	11.0~13.0	157	
丸亀市垂水町字中村914番27地 先から	前	9.0~10.6	16	
丸亀市垂水町字中村914番18地 先まで	後	10.6~10.7	16	